

平成18年第6回臨時会

階上町議会会議録

平成18年8月2日 開 会
平成18年8月2日 閉 会

階 上 町 議 会

平成18年第6回階上町議会臨時会

第1日目

議事日程第1号

平成18年8月2日 午後4時13分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 報告第1号 専決処分した事項の報告について（茨島浄化センター建設工事その二請負契約の一部変更契約の締結）

日程第5 報告第2号 専決処分した事項の報告について（第五幹線（五工区）・枝線下水道整備工事請負契約の一部変更契約の締結）

日程第6 議案第1号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結について

日程第7 議案第2号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結について

日程第8 議案第3号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸郡福祉事務組合規約の変更について

日程第9 議案第4号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	加藤祐君	2番	重文字勝義君
3番	鹿原章男君	4番	橋場敏雄君
5番	高松久美子君	6番	石川清人君
7番	山田恵治君	8番	土橋信夫君
9番	郷州公典君	10番	松森蒿君
11番	佐京登君	12番	畑中弘實君

13 番 大 前 典 男 君
15 番 金 沢 啓 一 君
18 番 桑 原 一 夫 君

14 番 木 村 勝 彦 君
17 番 荒 道 鶴 造 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君	助 役 高 谷 清 孝 君
総 務 課 長 浜 谷 義 勝 君	保 健 福 祉 課 長 鳩 文 男 君
産 業 建 設 課 長 中 城 功 君	総 務 G L 上 博 文 君
企 画 G L 高 橋 信 一 君	保 健 福 祉 G L 浜 谷 操 君
建 設 G L 田 中 昇 君	

職務のための出席者

議 会 事 務 局 長 梨 子 謙 一 君	総 務 課 総 括 主 幹 地 代 所 康 二 君
総 務 課 総 括 主 幹 長 根 工 君	

開会の宣告

午後 4 時 13 分

開議の宣告

午後 4 時 50 分

議長（桑原一夫君） ただいまの出席議員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 18 年第 6 回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 13 番 大前典男君、14 番 木村勝彦君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３、この際、日程第４ 報告第１号 専決処分した事項の報告についての件から日程第９ 議案第４号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更についての件まで６件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。 （浜谷町長、登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成１８年第６回階上町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは本臨時会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第１号 専決処分した事項の報告についてご説明申し上げます。

本件は先に契約した茨島浄化センター建設工事その二について設計変更により契約額を変更することを専決処分したので報告するものです。

報告第２号 専決処分した事項の報告についてご説明申し上げます。

本件は先に契約した第五幹線（五工区）・枝線下水道整備工事について設計変更により契約額を変更することを専決処分したので報告するものです。

議案第１号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、茨島浄化センター建設工事その三の請負契約を締結するため提案するものです。

議案第２号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、茨島浄化センター建設工事その四の請負契約を締結するため提案するも

のです。

議案第3号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸郡福祉事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い三戸郡福祉事務組合規約を変更する必要が生じたため提案するものです。

議案第4号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い青森県消防補償等組合規約を変更する必要が生じたため提案するものです。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。（浜谷町長、降壇）

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4 報告第1号 専決処分した事項の報告についての件及び日程第5 報告第2号 専決処分した事項の報告についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件を終了致します。

日程第6 議案第1号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番 （加藤祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1番、加藤祐君。

1番 （加藤祐君） 1番、加藤祐です。えー、その前に町長に関係資料としてお渡ししたいんですが、議長、よろしいですか。（議長（桑原一夫君）ハイ、どうぞ。）えー、それでは、質問させていただきます。今回の茨島浄化センター建設工事その三、その四の契約についてでございますが、皆さん、新聞紙上により、談合の情報

が入ったということを聞きました。その、私も注目しておった訳でございますが、まず、あの、その情報が、入札の結果、情報どおりだったと、このことに関しての信憑性、これは、まさしく、私は、町側の、理事者側の指名の仕方にも問題があるのではないかと、このように、私は疑問、するわけでございます。まず、先ほど、町長にお渡しいたしました東奥日報の社説というこのなかで、ネットでひろった文書がございます。八戸談合では長年にわたり談合を放置してきた当時の市政にも問題があった。入札率が 90%以上の高率で張り付いている場合、談合を疑う必要があるからだ。後を引き継いだ現市政が入札制度改革を実施し、損害賠償請求をしたのは当然であり、評価できる。先日公表された〇四度の平均落札率は前年度より 2.8 ポイント下がり 80.2%と、過去最低となっている。このような社説が、東奥日報の社説に載っております。まさしく今回の、この、茨島浄化センターの三の、三と四の入札率が、93%、90.4%、これは、非常にこの今の文書に対しては、談合しなければならない、このことであります。これは、どういうことでこれを載せてあるかといいますと、先般、八戸市で談合問題が発生いたしました。公取が入っての結果、認めた業者は数知れず、談合しておった訳でございます。そのことからして、5%の公取に罰金を取られ、そして、八戸市も業者に対して、損害賠償を求めたということでございます。それは、どういうことかということ、今回の茨島の入札、浄化センターの工事なんです、この財政の逼迫するなか、2億3億の仕事、これをどうしても欲しい業者が沢山ございます。その中で、階上の業者とて、みな、腹を空かせて、もう、万歳しなけりゃならないという、こういう事態の業者も数多くあるわけでございます。町長は、就任されましたときに、私、3月定例議会での一般質問をいたしました。景気の低迷、更には公共事業が著しく減少しております。昨今、階上町の発注する工事又物品等の指名業者、階上町の業者を優先して指名することにより地域経済が循環され则认为ます。また、ここまででこの文書は終わりますが、町長のお答えは、これは議事録でございますが、ただいまの加藤議員のご質問にお答えをいたします。ということから始まりまして、地元商工業者の方々が商工業活性化のため日々努力されていることには敬意を表したいと思います。さて、ご質問の町発注の工事及び物品の納入についてであります。えー、分野は違いますが地産地消という言葉がありますように低迷する経済状況のなかで、地域経済の活性化を考えると出来得る限り地元でできるものは地元でおこなうことが最良であろうと考えております。特に、景気低迷は公共工事の減少を生み、その結果事業者の経営状況に大きな影響をもたらすことから、平成16年度において業者のラン

ク付けを行うための等級内容の見直しを行っております。その結果町内業者においては年度により若干の変動はあるものの上位の等級に格付けされる業者が増えたとし、入札参加資格の幅が広がっております。いずれにしましても、今後においても工事及び物品の納入については適応能力や経済性を勘案しながら、できるだけ町内業者を優先するように努めたいと思っております。と、このような答弁をいただいて、私は安堵しておった訳でございますが、えー、昨今の状況をみますと、この、町内の業者が、入札の資格を持っておりますのに、指名される資格を持っておりますのに、そのことが反映されていない。まさしく、今の、その業者、茨島の浄化センターの指名のことをみましても、これは、ひとつ、ここで町長に対して、お答えを願いたいんですが、後ほどお答え願いたいんですが、今の、階上町の5,000万というAランクということでございますが、その工事でいわゆる、その今の茨島浄化センターの指名、二つに分けて、建屋と土木の方で分けられて出されておりますが、このことも、やはり、地元の業者が入札の参加資格があるのに入れてくれない、これは、階上町の例規集を見ますと、いわゆるBランクからも、その、入れれるんですね。半分以上を入れれるという、こういうふうなものがございます。それが、こう反映されていない。そして、また、この中に、やはり、私はその今1番、業者の6社の5社、いわゆる6社指名というのはどこにもありません。1億、2億いくらですか、そのなかで6社の業者の指名、更には、次のその二つ入札、その三、その四にいきまして、三が取ったら四は資格なし、そうすれば5社の争い、まさしく談合するに最適な条件ですよ。そういう競争性、公平性を欠いている。やはり、競争の原理をみるならば、階上町の財政を考えるならば、多くの業者を混ぜ、そして、地元の経済循環型を考えるならば地元の雇用を考えるならば、ましてや、地元の業者も指名に入れて私は欲しかった。なぜ、その6社と5社なのか、いわゆる、八戸でも、おそらくこの億単価になりますと15社から10社の指名をする訳でございます。それで、公平性、競争性を保つ訳でございます。このことによって、町が、私は言い過ぎかも知れませんが、財政逼迫してるなかでのこの競争性をさせないという、町長の考え、私はいささか疑問に感じてございます。その考えを町長、ご答弁をお願い致します。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） はい、ただいまの加藤議員のご質問にお答えいたしたいと思

います。この、業者の選定にあたってのいろんなご意見等でございますが、まあ、どこまでお話をすればいいのかという部分もございますが、まあ、基本的に業者の数の問題がまず指摘されました。この件につきましては、まあ、今のご意見伺いまして、まず、6社であればこの金額であれば少ないというご意見、まあ、まず、そのとおり、言われればそのとおりだと思います。あと、これに、町内の地元業者のことも一緒に考えてやるべきだというお話でございますが、工事の内容によって、まあ、これはどのランクの業者をとというようなことも検討していかなければならない訳でございます。確かに、5,000万以上はAランクの業者と、そして入札指名においては直近のランクの業者を2分の1以下であれば入れれるというふうな規定がございます。そういうなかでございますが、5,000万から1億を超える工事ということで、そしてまた、その、先ほど全協でも担当課長の方からも説明申し上げましたが、公共下水道に関する工事というふうなことで、そういう技術的なものも含めて、やはり、こう、まあ、言われる町内の業者の育成も当然考えない訳ではないんですが、えー、この工事内容であれば、ということで、今回は町内の業者は入れませんでした。しかし、この、考え方としては、先ほど、昨今の入札についてみれば町内の業者が少ないというような指摘が、お話がございましたが、私は決してそういう考えでやっていないと思っております。町内でできる工事については、町内の業者だけで、まあ、競争してやっていると思っておりますし、そして、また、大きい額については、まあ、もう、大手ゼネコンとかというランクになるとまたそれは別でございますが、基本的には、少なくとも町内業者を優先するというふうな考えは持っております。ただ、今日の案件でございますこの件につきましては、まあ、どうしてもこう公共下水道という長年に渡ってこれは継続的に維持していかなければならないものというようなことで、こういうことも含めると、まず、同じランクのなかでもそれなりの経験とかそういう実績とかまあそういうふうなことを優先して、まあ、今回、指名に入れた訳でございます。以上でございます。

1 番 （加藤祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤祐君。

1 番 （加藤祐君） えー、先ほど、町長にあの別な件もお願いした訳でございますが、まあ、次にお答えをいただければよろしいのですが・・・。

いわゆる下水道、下水道だからと、まあ、町長がいま仰いましたけども、その、いま、その三、その四の建物をみますと、これは、簡単に建てられる、我々からみますと、どこでも工事しているものでございます。建築工事でございます。これは、特別な技術を要するものでない、そこに反映されていない。そしてまた、三と四の業者が同じ業者を指名したということはどういうことなのか、ね、なんのものがあって5社で入札を競争したかということなんです。また、更に競争させようとする、私は、まあ、この疑惑がなければ、それでも黙っておったのかも知れません。その疑惑の中が、非常に中身が濃くなってきた。どこをみてもつながっている。つながってくる。そのことに関して私は言ってるわけでございます。やはり、えー、この工事をみますと、他所では、こういう工事は、いま、地元の方では、JBを組ませたり、地元の業者がそれだけ技術がなかったら、いくらでも還元してやるように、町長自らそれを提案して、町内の業者を指名してくるのでございます。私は、ちょっと、その、この疑惑が情報どおり落札された、そのなかで、その情報があつたにもかかわらず階上町のその関係の調査委員ですか、そのなかでそのすぐまた、18日に投書あって、21日の入札にもっていった、そのなかも、どうもいささか臭さを感じる、のは私だけでしょうか。町民にも、そう思っている人が、今、沢山でできているということです。私は町長を案じます。もう少し、町長の考えをきちんと、私はもうちょっとその件に関して、これからこと、そして、今のその問題になっているものをどうするか、このままですませるのかどうか、その考えもちょっと聞きたい。お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） えー、お答えをいたします。冒頭に加藤議員から注文もいただきました答弁漏れ、失礼いたしました。まあ、市の方では入札率の件で90%となると、1つのこう目安と、規準としているというお話でございますが、こういうことがまあ発生致しましたので、これをひとつの規準として、もう一度我が町でも見直しをしていきたいと、町内においても、まあ、然りでございます。その辺につきましては、どの辺に適当なラインを引けばいいのかということも含めて、検討して参りたいと思っております。

それから、業者の数でございますが、まあ、これは、特段こう理由がございまして、そのレベルといいますかそういうランクにある業者で、まず、やってもらいたいというふうなことで考えましたので、特別、それが、これだけに絞ってというふうな意味合いはございません。そういったことで、この指名業者数についても、町には、金額に応じて業者の数が何者というふうなのが、現在ございませんのでこれにつきましても、今後、充分検討して、先ほどから言われる競争性、そして公平性を目指して、この辺も見直しをしていきたいと、こう思います。そして、また、町内の業者に関しても、J Bというまあひとつの提案というお話もございました。まあ、それについても、あらたな取り組みとして、できれば町内の業者でもそういう形で取り組んでいけば、また、上のランクの仕事もやれるのかなあとしますのでこれについても、少し、勉強してやっていきたいと思っております。

それから、最後の、現在、問題となっている件について、どのように対応するのかということでございますが、先ほどの全協でも申し上げましたが、現在、これを私どもの方で断定するのは、非常にこう難しいということでございます。今後、現在、公平取引委員会の方に、まあ、通報という形で出してございます。私どもの方とすれば、町で、これ以上こう出来ることというのが限られておりますので、この、手続きに乗っ取って、それが、談合が発覚すれば、当然、その時点で契約は無効となりますし、それに基づいてそれなりの処分をしていくつもりでございます。以上でございます。

1 番 （加藤祐君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 1 番、加藤祐君。

1 番 （加藤祐君） えー。まあ、だいたいの考えは、お聞きしてきました。これからの町の発注する仕事、そして、その対処の仕方、これから、またあるとも限りません。そのなかで、慎重に、情報があったならば、何故、そんなに入札を急がなきゃならないのか、もう少し、検討してもよかったんじゃないか。まあ、審査会の委員長であります助役にも私はそれをお願いしたい。あまりにも簡単、あまりにも入札も選考も、私は、競争性を、公平性をみるのに、私は、疑問を感じる。助役に委員長として、指名審査会の委員長としてこれを担ってやってございますが、

町は、大変でございます。もう、経済の低迷から皆、大変苦勞しております。そのことも勘案して、町の、階上町のために、尽力していただくことをお願いして質問を終わります。

議長（桑原一夫君） 他に質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番 （土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番 土橋信夫君。

8番 （土橋信夫君） 議案第1号について、反対の立場から討論いたします。

本案は、入札直前に談合疑惑に関する新聞報道もありました。入札の決定が情報どおりの結果であったことでもあり、また、直後の入札執行までの時間も短く、町の十分な調査が実施されたとは認め難く、よって、疑惑の払拭が充分とは理解し難いこともあって、議案第1号について反対いたします。

議長（桑原一夫君） 他に討論はありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。（起立者5人）着席して下さい。

起立少数であります。よって、議案第1号 茨島浄化センター建設工事その三請負契約の締結についての件は否決されました。

日程第7 議案第2号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番 （土橋信夫君） ハイ。

議長（桑原一夫君） 8番 土橋信夫君。

8番 （土橋信夫君） 議案第2号について、反対の立場から討論いたします。

本案は、議案第1号と、同様な業者の構成により実施された入札なことでもあり、また、同一の入札執行事務のなかで実施されたこともあり、同様な疑惑の払拭というのは充分になされていないと判断いたしまして反対いたしたいと思います。

議長（桑原一夫君） 他に討論はありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。（起立者5人）着席して下さい。

起立少数であります。よって、議案第2号 茨島浄化センター建設工事その四請負契約の締結についての件は否決されました。

日程第8 議案第3号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸郡福祉事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 三戸郡福祉事務組合の共同処理する事務の変更及び三戸郡福祉事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（意義なしの声あり）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合同規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(意義なしの声あり)
ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて平成18年第6回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

